

農用地利用計画の変更申出「農用区域からの除外」手続き（通称：農振除外）について

「農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）」に基づいて指定された「農業振興地域内の農用地（農振農用地／通称「青地」）」は、原則として、耕作以外の目的に用いることはできません。

しかし、農業振興上の観点から法律で定められた要件をすべて満たす場合に限り、農用地利用計画の変更申出を行うことができます。

（例：農家住宅や分家住宅の建設、必要不可欠な進入路の確保等）

久留米市では、2で示す受付期間内に受理した申出書について、農振法および農地法等関連法令と併せて総合的に検討を重ね、農業振興地域整備計画の変更反映しています。

この手続きが完了すると、当該地は農振農用地（青地）から除外され、農地転用の申請が可能となる「農業振興地域内のその他の農地」となります。



**【変更申出を行う際のご注意】**

**1 変更申出をできる農地は、農振法の全ての要件、また関連する他法令を満たすものに限ります。（満たさない申出は受理することができません。）**

**（1）農振法**

①	農地を耕作以外に使う具体的な計画があり、今すぐ必要な理由があること。また、他に使える土地がなく、使う面積も必要最小限であること
②	地域計画の達成に支障を及ぼさないこと
③	農地以外の土地に接している等、農振農用地の端に位置し、周りの農地や農作業に支障を及ぼさないこと
④	担い手農家が農地をまとめて効率よく使うことの妨げにならないこと
⑤	農地に必要な用水路や排水施設等の設備機能に支障を及ぼさないこと
⑥	区画整理や排水整備等の土地改良事業が行われた農地では、工事が終わった翌年から8年以上経過していること 【注意】平成22年6月の農振法改正により、国営土地改良事業（筑後川下流、筑後川中流及び耳納山麓土地改良事業）の受益地においては、農振農用地から外す（除外）目的が農業振興に直接寄与するものでなければなりません。

**（2）他法令**

①	農地法【農業委員会】	農地転用の許可の見込みがあるもの
②	都市計画法【都市計画課】	都市計画法の開発許可見込みがあるもの
③	建築基準法【建築指導課】	建築確認の確認済証が発行見込みであるもの
④	その他の法令	施設等の設置にあたり、許認可等が必要な施設である場合は、関連法令（盛土規制法、特定都市河川浸水被害対策法など）を満たす見込みがあるもの

**2 申出できる期間は年2回です。**

申出の受付期間は、毎年10月1日～31日、3月1日～31日の8時30分～17時15分です。（土日祝日は除きます。31日がこれに該当する場合は、翌開庁日まで）

なお、個別の相談につきましては、年間を通じてお受けしています。相談に来られる場合は、事前予約をお願いします。

### 3 手続きには、概ね1年間かかります。

この手続きは、受理後に複数回の法令適合性の確認、関係機関等への照会（農業委員会、JA、九州農政局、福岡県などの同意）、現地調査や公告・縦覧等を要するため、完了までに概ね1年の期間を要します。

なお、申出の面積が広い（5,000㎡を超える）場合は、これ以上の期間を要します。

### 4 ご相談・申出書の提出は、対象の農地のある地域の各窓口です。

- ・旧久留米管内：農政部農政課（TEL：0942-30-9163）
- ・田主丸、北野、城島、三潞：各総合支所産業振興課  
（田主丸 0943-72-2110、北野 0942-78-3569、城島 0942-62-2115、三潞 0942-64-2315）

### 5 申出に必要な書類（部数：各1部）

提出書類	作成方法など
申出書	様式1、原本
誓約書	様式5、原本
土地改良区等の意見書 （任意提出） ※提出がない場合は市から照会し、同意されることが必要。	様式4、原本 ○土地改良区等の作成した任意の様式でも可 ○水利組合等がある場合は、その意見書も添付のこと ○複数の土地改良区等の受益地になっている場合は、全ての土地改良区等の意見書を添付のこと
位置図	A4版 当該地を中央に配した1/5,000程度の図面。当該地を赤枠で囲み、赤の右上平行斜線を入れ、余白に方位を記入する。
字図（法務局）	A4版 申出地の字図（1/500～1/1,000程度）。 当該地を赤枠で囲み、赤の右上平行斜線を入れ、余白に方位を記入する。
施設配置図	A4版 施設の配置図（1/100～1/500程度）。施設等の配置、土留め位置・排水路等を記入し、余白に方位を入れる。
建物平面図・立面図 （建物がある場合）	A4版 施設の平面図、立面図
代替地検討資料	同条件で利用できる周辺の土地（農用地以外）を検討した資料を添付してください。
登記簿謄本 （法務局）	申出地の登記簿謄本（写し可）
固定資産（土地）名寄帳	市民文化部資産税課（地下1階）、各総合支所市民福祉課で発行（写し可） 土地所有者、転用事業者が複数の場合は、固定資産（土地）名寄帳は全ての方のものが必要
現況写真（カラー）	A4用紙に、写真を貼付けしたもの。 撮影年月日を記入し、申出地の範囲を明示する。
その他	施設計画により別途、資料の提出を求めます。また、福岡県からの求めに応じて追加資料を求める場合があります。 ・分家住宅→戸籍謄本 ・農家住宅→耕作証明書 ・申出者が土地を持っていない場合→無資産証明書 ・無断転用している→始末書等